

希望ホール(酒田市民会館)ご利用の手引き

希望ホール酒田市民会館

(令和5年4月改訂版)

目 次

I	希望ホールの運営について	1
1	開館時間	1
2	休館日	1
3	施設利用受付について	1
4	施設概要	1
II	希望ホールの使用について	3
1	使用時間区分	3
2	申込み受付期間	3
3	連続使用が可能な日数	3
4	使用申込み方法	3
5	使用許可申請書の提出について	4
6	使用料の減免について	4
7	使用打合せについて	5
8	使用当日にお願いする事項等	6
9	物品販売について	6
10	チケット販売の委託について	6
11	使用を取り消す場合について	6
12	使用料について	7
13	付属器具使用料について	7
14	使用料の支払いについて	7
15	使用にあたっての注意事項	7
	別紙 1	8
	別紙 2	10

I 希望ホールの運営について

1 開館時間

午前9時から午後10時まで

2 休館日

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 施設利用受付について

受付場所・電話番号 希望ホール受付窓口（酒田市本町二丁目2番10号）
0234-26-5450

4 施設概要

施 設	施 設 概 要	
大 ホール	客 席 数	座席数1,287席（内車椅子席4席）（1階836席、2階451席）（内バルコニー18席）（オーケストラピット102席）
	広 さ	1階席600㎡ 2階席約388㎡ 合計約988㎡
	舞台の仕様	袖含約703.8㎡（本舞台18m×18m、上下袖舞台とも10.55m×18m） プロセニウムアーチは可動式（高さ演劇用9m～音楽用12.6mに可動） 電動の音響反射板 オーケストラピット（約85㎡、50～70人程度の編成、客席4列102席減） 小迫り（2.7×1.2m、積載量324kg、昇降約25秒） 道具迫り（4.0×2.5m、積載量1.0トン、昇降約40秒）を設置 花道は巾2m（旧会館1.75m） 舞台床高さ80cm、天井高17.0m（1階最前列床面から）

	舞 台 設 備	吊物機構 電動昇降装置付き 41 本のバトン (幕類 18 本、照明用 8 本、道具用 12 本) 舞台照明は 277 の調光回路で 1,000 シーン記憶 音響調整卓 (32 入力、24 出力) スピーカーなどの音響機器、照明機器等も多彩な演出に対応可。 聴力補助システム採用 緞帳 (6 ~ 60 m / 分の可変速)、可動プロセニウム幕、引割緞帳、暗転幕、袖幕、一文字幕、大黒幕、ホリゾン ト幕、東西幕、スクリーン 音響反射板 昇降速度は 2 m / 分 残響時間 反射板設置時… 1.9 秒 (満席時) 諸幕設置時… 1.3 秒 (満席時)
	搬 入 口	大型車 10 トン車、4 トン車ロングボディ 1 台同時収容 ガルウイング型にも対応
小 ホール	客 席 数	最大 150 席程度 (スタッキングチェア)
	広 さ	約 180 m ² (11.4 m × 15.8 m)
	舞 台 設 備	調光卓、ミキサー、スピーカー、パワーアンプ
練 習 室 1	広 さ	約 137.8 m ² (9.5 m × 14.5 m)
	そ の 他	ボックス・イン・ボックス構造
練 習 室 2	広 さ	約 28.5 m ² (5.7 m × 5.0 m)
練 習 室 3	広 さ	約 28.5 m ² (5.7 m × 5.0 m)
会 議 室	広 さ	約 35 m ² (5.5 × 6 m)
楽 屋 1	広 さ	約 16.4 m ²
	そ の 他	3 人程度使用可能 専用トイレ、シャワー洗面台 姿見
楽 屋 2	広 さ	約 16.4 m ²
	そ の 他	3 人程度使用可能 専用トイレ、シャワー洗面台 姿見
楽 屋 3	広 さ	約 16.4 m ²
	そ の 他	3 人程度使用可能 専用トイレ、シャワー洗面台 姿見
楽 屋 4	広 さ	約 28.6 m ²
	そ の 他	6 人程度使用可能 洗面台 姿見
楽 屋 5	広 さ	約 22.2 m ²
	そ の 他	10 人程度使用可能 間仕切りを取り外し楽屋 6 と連続して使用可能
楽 屋 6	広 さ	約 22.2 m ²
	そ の 他	10 人程度使用可能 間仕切りを取り外し楽屋 5 と連続して使用可能

楽 屋 7	広 さ	約 4 1 m ²
	そ の 他	2 0 人程度
託 児 室	広 さ	約 2 7 m ²
	そ の 他	授乳コーナー有り
駐 車 場	台 数	1 8 2 台（専用立体駐車場） ※隣接する酒田市役所駐車場 1 9 2 台有り

II 希望ホールの使用について

使用時間区分、申込み受付期間等を確認のうえ、4 の使用申込み方法により、お申込みください。

1 使用時間区分

施設の使用時間に応じて次のとおり区分設定されています。この使用時間には、搬入及び搬出、準備及び片付け、使用施設への入室及び退室に要する時間も含まれます。

午 前	午 後	夜 間
午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時

2 申込み受付期間

施設および使用形態に応じて次のとおり受付開始日及び受付終了日を設けています。

施 設	申込み受付開始日	申込み受付終了日
大ホール 小ホール	使用予定日の属する月の初日から 12 か月前	使用予定日から 40 日前
練習室 1・2・3 会議室	使用予定日の属する月の初日から 6 か月前	使用予定日から 3 日前

3 連続使用が可能な日数

同一の利用者が、同一施設を連続して利用できる期間は 5 日間です。

4 使用申込み方法

(1) 受付開始日の抽選による使用申込み受付

大ホール、小ホールの使用日が属する月の 1 2 か月（練習室 1・2・3、会議室の場合は使用日の前の 6 か月）前にあたる月の初日から申込み（来館・電話）を受け付けます。初日の受付時間は午前 9 時から午後 3 時とし、午後 3 時までの申込みを同着とします。（初日の午後 3 時以降の申込みは受け付けしません。）申込み日の重複する方がいた場合は、各申込み者に重複があった旨を電話でご連絡しますのでその後、来館していただき初日の午後 6 時に抽選を行い使用者を確定します。（申込者の事情により連絡がと

れない場合、午後6時に来館しない場合は辞退と見なします。)

使用が確定した方は、使用許可申請書を希望ホール事務室窓口に提出してください。
なお、重複があった場合でも、第一希望で申込みをされた方を優先します。

(2) 先着順による使用申込み受付について

上記の受付開始日の翌日からは先着順により申込みを受付けます。午前9時から、希望ホール事務室窓口で受け付けます。電話での仮予約も受け付けます。

5 使用許可申請書の提出について

(1) 使用許可申請書を提出してください。この時点で予約完了となります。使用許可申請書は希望ホール事務室に備え付けてあります。ご希望の方には郵送いたします。

(2) 提出期限

使用許可申請書を、大ホール・小ホールを使用する場合は使用予定日の40日前まで、練習室1～3、会議室を使用する場合は使用予定日の3日前までに提出してください。

(3) 使用許可申請書を受付後、後日、使用許可書を郵送します。使用許可書が届きましたら、その時点で申込み完了となります。

※使用当日は使用許可書をお持ちください。

〈使用を許可できない場合〉

- ・風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- ・施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）等に類する商行為やこれらに類する行為を起因する消費者問題を発生させる恐れがあると認められるとき。
- ・その他施設の管理上支障があると認められるとき。

6 使用料の減免について

次の要件に該当する場合には、申請により施設使用が減免となります。使用許可申請書に併せて使用料減免申請書をご提出ください。使用料減免申請書は希望ホール事務室に備え付けてあります。内容確認後は、使用料減免許可書により可否をご連絡します。

減免の要件	減 免 率	
	平 日	平日以外
酒田市内の学校等が文化芸術活動の練習・発表（準備、撤去を含む）及びそのリハーサルで大ホールを使用するとき	100%	50%
酒田市内の学校等が文化芸術活動の練習等で、小ホール又は練習室を使用するとき	100%	50%

酒田市内の芸術文化団体等が文化芸術活動の発表（準備、撤去を含む）及びそのリハーサルで大ホールを使用するとき	50%
酒田市内の芸術文化団体等が文化芸術活動の練習で小ホール又は練習室を使用するとき	50%
酒田市内の公共的団体等が市民の文化の向上並びに福祉の増進を目的として使用するとき	50%

7 使用打合せについて

- (1) 大ホール、小ホール及び練習室1を催事で使用される方は、進行スケジュールや必要な備品、舞台セットの配置等の確認のため、使用日の1か月前までに希望ホールホールスタッフとの打合せをお願いします。下見が必要な場合は、予め希望ホール事務室スタッフにご相談ください。

①必要書類 使用計画書、舞台関係仕込図（任意様式）、進行表（任意様式）

②打合せ事項 ・公演スケジュールについて

・舞台設営（照明・音響含む）について

・スイッチ類の操作確認について

・搬入、搬出時の車種、台数、時間について

・ホワイエの使用について（受付、物販など）

・お客様の対応について（幼児、面会、遅れ客等）

・楽屋使用について

・録音、録画について

・チケット販売の委託について

・安全利用等のための人員配置について（避難誘導、場内整理、受付、駐車場）

・託児サービスについて（託児室の使用は、1申請者に限り、申込み受付の先着順になります。）

- (2) 官公署（消防、保健所、警察等）への届出が必要な場合は、所定の期日までに使用者が手続きを行ってください。（手続きが完了したことを、希望ホール事務室スタッフが確認します。）

①危険物・火災予防関係

②飲食物販関係

8 使用当日にお願いする事項等

- (1) 希望ホール事務室に使用許可書を提示し、使用報告書を受け取ってください。

(2) 使用者は、使用責任者を配置して常に所在を明らかにしてください。

(3) 安全利用のための人員の配置

大ホール、小ホール及び練習室1を催事でご使用になる方は、施設の安全利用のため、次の人員の配置をお願いします。

- ・催事を統括する責任者
- ・防災責任者及び避難時誘導員
- ・入場者の整理、場内案内、受付（チケットのもぎり等）に必要な人員
- ・駐車場の整理に必要な人員

(4) 必要に応じた舞台人員の配置

演出的な操作や搬入及び撤収、舞台の転換などに人員が必要となる場合には、人員の配置をお願いします。（費用は使用者の負担となります。）

(5) 当日、雨天の場合は、ホール入口の傘立てをご利用いただくか、傘用のビニール袋（装着用機具がホール入口にございます）をご利用いただき、濡れたままの雨具をホール内、部屋に持ち込まないようにしてください。

(6) 使用後は、部屋の清掃や忘れ物のチェックを行い、使用報告書を希望ホール事務室へ提出してください。

9 物品販売について

敷地内において、物品販売を原則禁止しています。ただし、催し物に関する物品に限り、施設側が認める場所で販売できます。物品販売をする場合には、事前にご相談いただいた上で、物品販売許可申請書を開催の2週間前までに提出願います。

内容を確認、検討後、物品販売許可書によって可否をご連絡します。

10 チケット販売の委託について

チケット販売を希望ホールに委託する場合は、公演の1か月前までに事務室にご相談ください。

11 使用を取り消す場合について

(1) 使用取消方法

使用申請後に使用を取り消す場合は、ホールに連絡のうえ、使用変更（取消）申請書を提出してください。

(2) 使用料金について

定められた期日までに取り消しを申し出て、承認されたときは、使用料金を頂きません。

区 分	取消日（期日）
-----	---------

1 酒田市の都合により、利用の許可を取り消したとき	当日まで
2 天災等利用者の責任でない理由によって利用できないと認めるとき	当日まで
3 利用者が利用の変更又は取消したとき※ ※利用の変更又は取消は、来館されるか電話にてご連絡ください。右記期限後のご連絡の場合は、キャンセル料として会場費を全額徴収します。	大ホール・小ホール 使用期日の 40 日前 練習室 1～3・会議室 使用期日の 3 日前

12 使用料について

別紙 1 のとおり

13 付属器具使用料について

別紙 2 のとおり

14 使用料の支払いについて

- (1) 前納となります。ただし、付属備品使用料や楽屋使用料は使用後に支払うことができます。後日納入通知書を送付します。
- (2) 時間延長料については、後日追加料金として納入通知書を送付します。

15 使用にあたっての注意事項

- (1) 大ホール客室は飲食を禁止します。
- (2) 館内及び敷地内は禁煙です。
- (3) 駐車台数に限りがございます。相乗りや公共交通機関の利用等ご協力をお願いします。
- (4) 使用により生じたゴミはお持ち帰りください。
- (5) 施設の管理上必要がある場合は、使用中にホールスタッフが立ち入ることがあります。
- (6) 貴重品等については、使用者が責任をもって管理してください。
- (7) 使用後は、施設、設備等を原状に戻し、ホールスタッフの点検を受けてください。施設、設備等を損傷又は滅失したときは、損害額を賠償していただくことがあります。
- (8) 施設の壁、柱、扉、窓ガラス等への貼紙、釘打ちはホールが認める場合を除きできません。
- (9) 音響反射板やピアノを使用される方は、会場設営やピアノ調律に必要な時間を含め、余裕を持った計画としてください。

希望ホール 酒田市民会館

〒998-0043 山形県酒田市本町二丁目2番10号

TEL 0234-26-5450

FAX 0234-26-5452

<http://www.kibou-hall.sakata.yamagata.jp>

別紙1

区 分			使用料			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大 ホ ー ル	入場料が500 円以下の場合 (入場料を徴 収しない場合 を含む。)	平日	21,270 円	31,950 円	42,530 円	85,070 円
		土曜日及び 休日	25,560 円	38,240 円	51,020 円	102,040 円
	入場料が500 円を超え1,00 0円以下の場合	平日	27,660 円	41,490 円	55,310 円	110,630 円
		土曜日及び 休日	33,220 円	49,760 円	66,310 円	132,730 円
	入場料が1,00 0円を超え3,0 00円以下の場合	平日	34,050 円	51,020 円	68,100 円	136,090 円
		土曜日及び 休日	40,860 円	61,290 円	81,710 円	163,320 円
	入場料が3,00 0円を超え5,0 00円以下の場合	平日	40,440 円	60,660 円	80,770 円	161,650 円
		土曜日及び 休日	48,510 円	72,710 円	97,020 円	193,910 円
	入場料が5,00 0円を超える 場合	平日	46,830 円	70,190 円	93,550 円	187,110 円
		土曜日及び 休日	56,150 円	84,230 円	112,310 円	224,620 円
小 ホ	入場料が500 円以下の場合 (入場料を徴	平日	4,510 円	6,820 円	9,020 円	18,020 円
		土曜日及び 休日	5,450 円	8,070 円	10,790 円	21,580 円

ー ル	取しない場合 を含む。)					
	入場料が 500 円を超え 1,00 0 円以下の場 合	平日	6,820 円	10,160 円	13,510 円	27,030 円
		土曜日及び 休日	8,070 円	12,150 円	16,240 円	32,480 円
	入場料が 1,00 0 円を超える 場合	平日	9,020 円	13,510 円	18,020 円	36,040 円
土曜日及び 休日		10,790 円	16,240 円	21,580 円	43,270 円	
楽屋 1			420 円	630 円	840 円	1,680 円
楽屋 2			420 円	630 円	840 円	1,680 円
楽屋 3			420 円	630 円	840 円	1,680 円
楽屋 4			520 円	840 円	1,050 円	2,100 円
楽屋 5			420 円	630 円	840 円	1,680 円
楽屋 6			420 円	630 円	840 円	1,680 円
楽屋 7			730 円	1,150 円	1,470 円	2,930 円
練習室 1			3,560 円	3,560 円	3,560 円	10,690 円
練習室 2			1,570 円	1,570 円	1,570 円	4,710 円
練習室 3			1,570 円	1,570 円	1,570 円	4,710 円
会議室			2,720 円	2,720 円	2,720 円	8,170 円
託児室			1,570 円	1,570 円	1,570 円	4,710 円

※営利目的の物品販売での会場使用は、上記に記載の使用料の 5 倍となります。

※大ホールを準備、撤去又はリハーサルのために使用する場合の使用料は、上記に記載の入場料を徴収しない場合の額に、100 分の 50 を乗じた額となります。

別紙 2

舞台設備	附属設備の名称	単 位	使用料
	オーケストラピット	1 式	4,190 円
	音響反射板	1 式	4,190 円
	所作台	1 枚	160 円

	小迫り用所作台	1 式	160 円
	花道用所作台	1 枚	520 円
	開帳場	1 枚	160 円
	鳥屋囲い	1 式	520 円
	平台	1 枚	110 円
	開き足	1 台	50 円
	箱足	1 台	50 円
	鉄足	1 台	50 円
	ひな壇用けこみパネル	1 式	2,100 円
	移動舞台	1 台	110 円
	地がすり	1 枚	520 円
	リノリウム	1 枚	1,050 円
	緋毛氈	1 枚	110 円
	上敷	1 枚	50 円
	スクリーン(大ホール)	1 枚	1,050 円
	スクリーン(小ホール)	1 枚	520 円
	スクリーン(会議室)	1 枚	無料
	しゃ幕	1 式	520 円
	定式幕	1 枚	1,050 円
	演台 A	1 台	520 円
	花台	1 台	110 円
	司会者台	1 台	220 円
	演台 B(小ホール)	1 台	160 円
	国旗・市旗	1 組	110 円
	スタッキングチェア	1 脚	50 円
	ホワイトボード	1 台	110 円
	指揮台	1 台	220 円
	長机	1 脚	50 円

	ステージ用椅子	1 脚	50 円
	指揮者台	1 台	220 円
	指揮者用譜面台	1 台	110 円
	演奏者用譜面台	1 台	110 円
	譜面灯	1 個	50 円
	演奏者用椅子	1 脚	110 円
	チェロ椅子	1 脚	110 円
	コントラバス椅子	1 脚	110 円
	フルコンサートピアノ(大ホール スタインウェイ)	1 台	8,380 円
	フルコンサートピアノ(大ホール ヤマハ)	1 台	3,140 円
	フルコンサートピアノ(小ホール スタインウェイ)	1 台	3,140 円
	グランドピアノ(練習室1 ヤマハ)	1 台	1,050 円
	ドラムセット	1 式	520 円
	金屏風	1 双	1,050 円
	鳥の子屏風	1 双	1,050 円
	松羽目	1 式	1,050 円
	長座布団	1 枚	110 円
	高座用座布団	1 枚	110 円
照明設備	ボーダーライト	1 列	730 円
	サスペンションライト	1 列	1,050 円
	アッパーホリゾントライト	1 列	630 円
	ローアーホリゾントライト	1 列	520 円
	フロントサイドライト	1 列	1,050 円
	シーリングライト	1 台	1,050 円
	スポットライト(1.5KW)	1 台	260 円
	スポットライト(1KW)	1 台	220 円

	スポットライト(500W)	1 台	160 円
	ソースフォー	1 台	160 円
	パーライト(PAR-64)	1 台	220 円
	クセノンピンスポットライト	1 台	1,570 円
	フットライト	1 列	420 円
	LHQ(100W×12 灯 3 回路)	1 本	110 円
	エフェクトスポット	1 台	420 円
	フィルムマシン	1 台	220 円
	スライドキャリア	1 台	220 円
	スパイラルマシン	1 台	220 円
	ディスクマシン	1 台	220 円
	先玉レンズ	1 個	50 円
	リップルマシン(波マシン)	1 台	310 円
	星球	1 式	310 円
	ミラーボール	1 台	310 円
	スモークマシン(送風機付)	1 台	1,050 円
	スタンド	1 本	110 円
	照明機器持込料	1 キロワット	220 円
音響設備	拡声装置(大ホール)	1 式	3,000 円
	拡声装置(小ホール)	1 式	1,500 円
	移動型ミキサ	1 台	1,050 円
	移動型アンプ	1 台	520 円
	移動型スピーカ	1 組	310 円
	移動型ステージスピーカ a	1 組	11,500 円
	移動型ステージスピーカ b	1 組	500 円
	移動型ステージスピーカ c	1 組	200 円
	カセットテープレコーダ	1 台	520 円
	CD レコーダ	1 台	520 円

MD レコーダ	1 台	520 円
DVD／ビデオレコーダ	1 台	520 円
液晶プロジェクタ a	1 台	1,050 円
液晶プロジェクタ b	1 台	1,400 円
書画カメラ	1 台	1,050 円
スライド映写機	1 台	1,570 円
OHP	1 台	520 円
21 型ビデオ付テレビ	1 台	110 円
32 型液晶モニタ	1 台	110 円
三点吊りマイク装置	1 式	1,570 円
ダイナミック型マイクロホン	1 本	310 円
コンデンサー型マイクロホン	1 本	520 円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,050 円
バウンダリーマイクロホン	1 台	1,050 円
マイクロホンスタンド	1 本	110 円
ダイレクトボックス	1 台	310 円
映写機持込料(35mm)	1 台	2,100 円
映写機持込料(16mm)	1 台	1,570 円
音響機器持込料	1 キロワット	220 円
音響調整卓持込料	1 キロワット	110 円
テレビ放送	1 回	8,380 円
ラジオ放送	1 回	5,240 円

※付属器具使用料は 1 区分当たりの料金です。

※ピアノ調律の費用は使用者の負担となります。

※楽屋をご使用の場合は、備え付けの下記の備品を、無料でお使いいただけます。

電磁調理器・大型冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機・TV モニター

※以下の備品は、無料でお使いいただけます。事務室で貸し出しします。

ミニ冷蔵庫・電気ポット・空気清浄機・加湿器